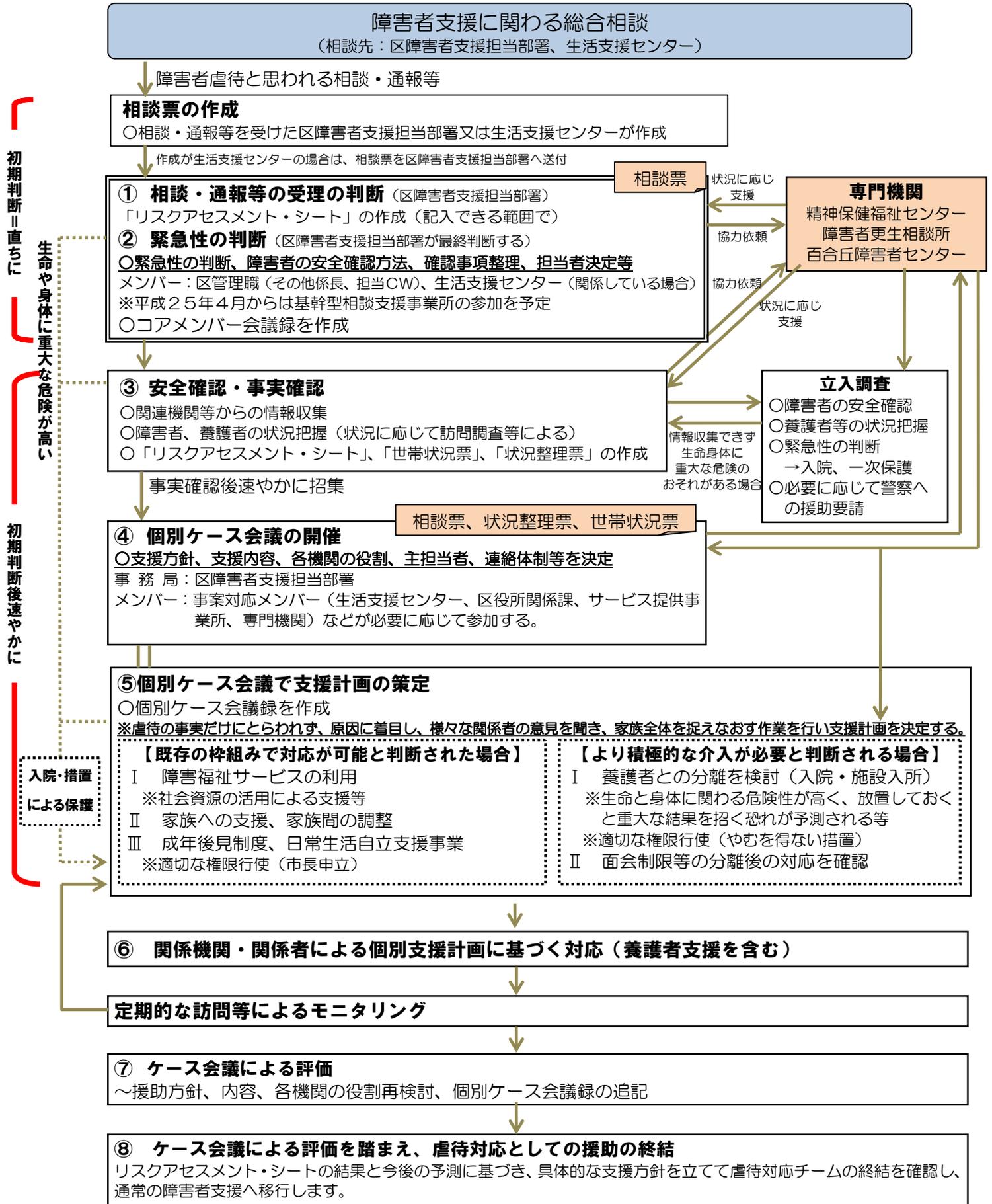


※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区保健福祉サービス課 障害者支援係、地区健康福祉ステーション保健福祉サービス係を指す。

養護者による虐待対応システム・フロー

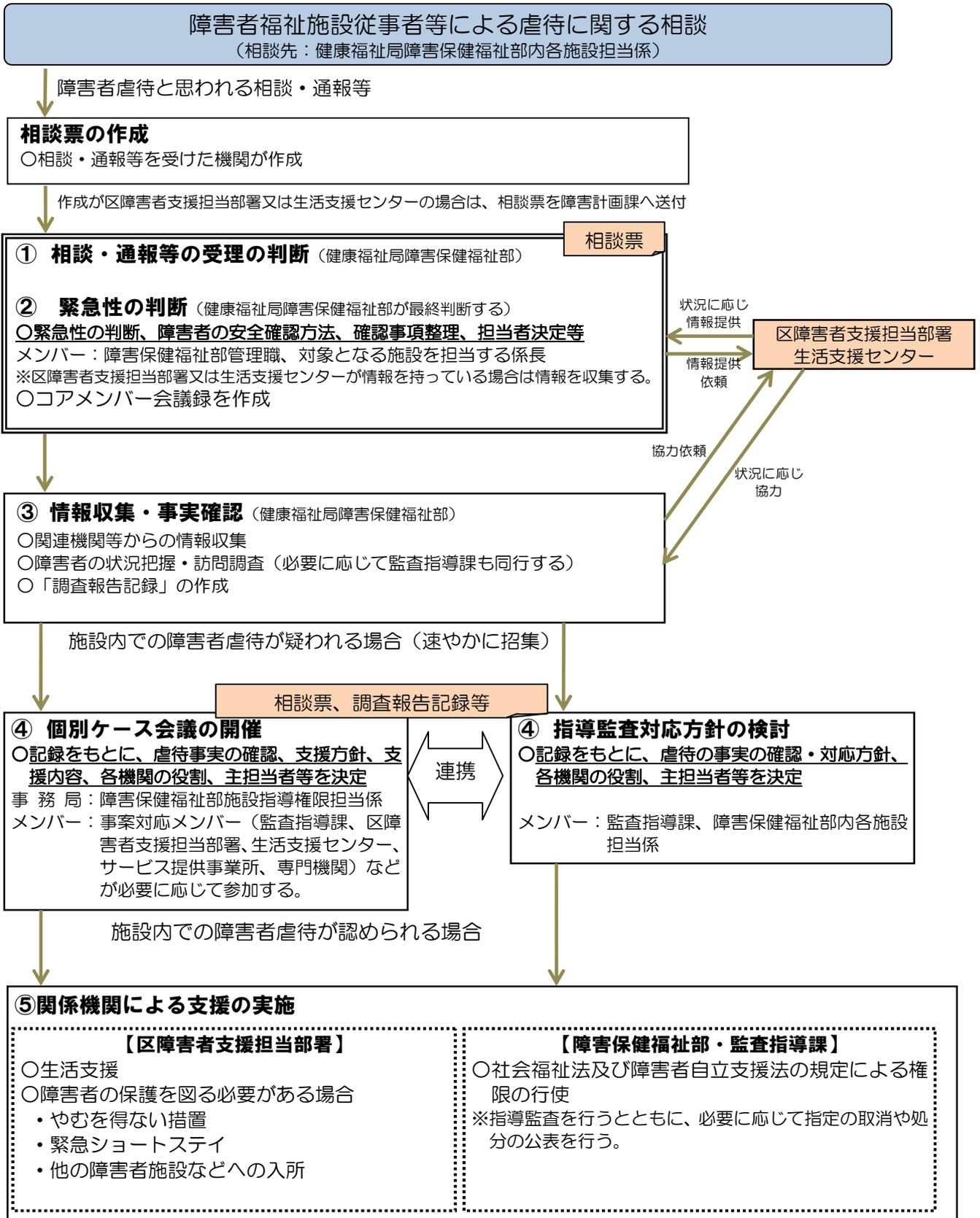


※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区保健福祉サービス課 障害者支援係、地区健康福祉ステーション/保健福祉サービス係を指す。

障害者福祉施設従事者等による虐待対応システム・フロー (被虐待者が本市ケースの場合)

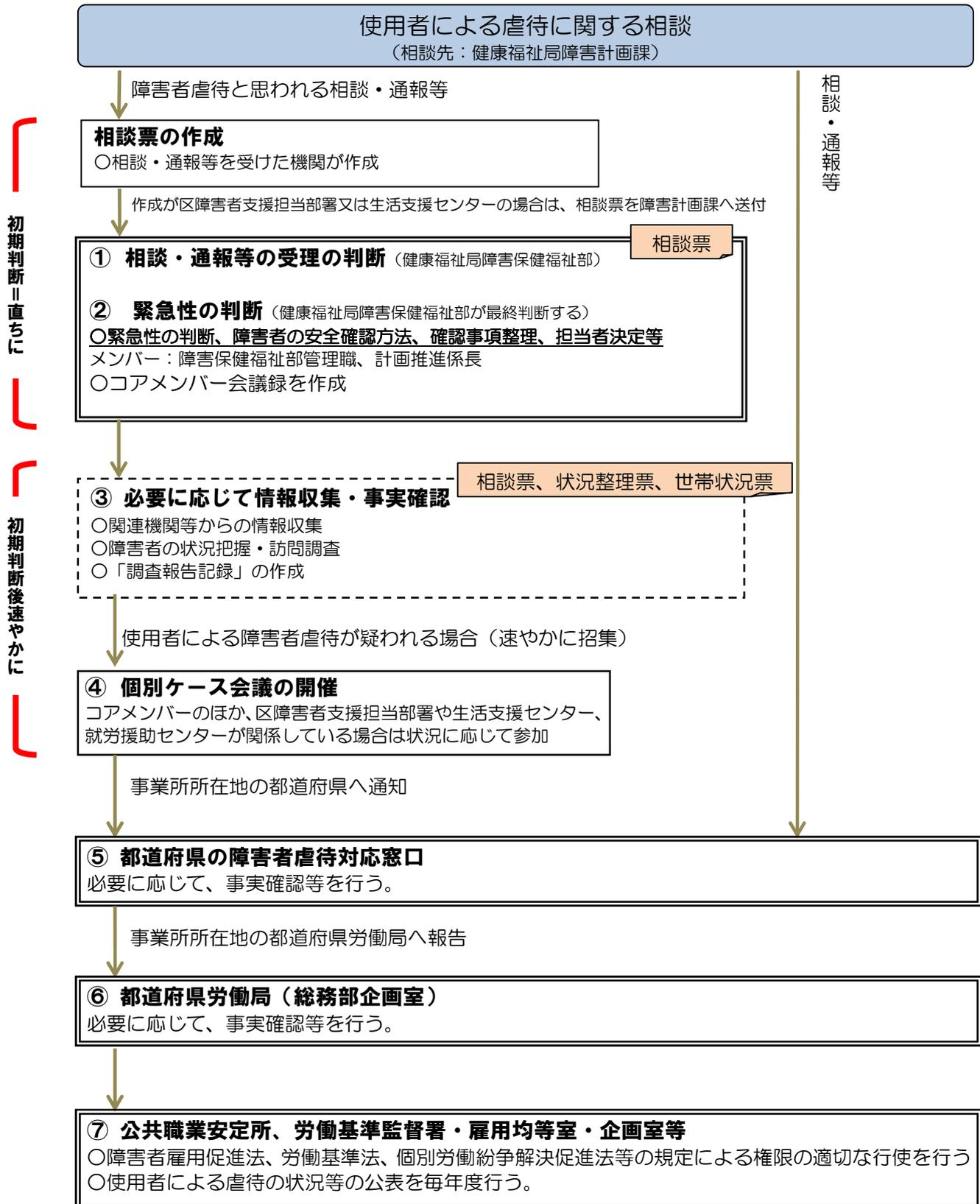
初期判断Ⅱ直ちに

初期判断後速やかに



※このフローで「区障害者支援担当部署」とは、各区保健福祉サービス課
障害者支援係、地区健康福祉ステーション/保健福祉サービス係を指す。

使用者による虐待対応システム・フロー



みんなふせで防ふせごう！

障害者しょうがいしゃ虐待ぎゃくたい

みんなで知ろう・考えよう
「障害者虐待防止法」



障害者虐待のない明日のために

虐待は障害者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげます。

虐待は絶対にあってはならないことですが、
虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。

障害者の虐待は

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこでも起こりうる問題です。
- 虐待している人が気づかぬうちに虐待している場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できず、自分から被害を訴えられない場合があります。

虐待を防ぐためには、地域にくらす一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待に気づいたらすみやかに通報を

障害者虐待に気づいた人には、市区町村の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



川崎市

障害者虐待防止法とは？

障害者の尊厳を守る法律です。

しょうがい しゃぎゃくたい ぼう し ほう せい しき しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼう し
障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、
しょうがい しゃ よう ご しゃ たい し えん どう かん ぼう りつ ぎゃくたい
障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待
しょうがい しゃ けん り せん げん
によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを
ふせ ぼう りつ しょうがい しゃ あん てい せい かつ しゃ かい さん か たす
防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助け
るために、みんなでぎゃくたい ぼう し と く
虐待の防止に取り組みましょう。



対象となる障害者とは

しょうがい しゃぎゃくたい ぼう し ほう しん たいしょうがい ち てきしょうがい せい しんしょうがい ぱつ たつしょうがい
障害者虐待防止法では、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を
含む）のある人や、そのほかにしん しん しょうがい しゃ かい てき しょうへき
心身の障害や社会的な障壁によって、
にち じょうせい かつ しゃ かい せい かつ ごん なん えん じょ ひつ よう ひと たいしょう
日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。
(18歳未満の人も対象になります)
しょうがいしゃてちょう しゅとく ばあい ふく
※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

しょうがい しゃ ぎゃくたい ぼう し ほう ぎゃくたい い か しゅるい わ
障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障害者虐待

しょうがい しゃ せい かつ せ わ
障害者の生活の世話
や金銭の管理などをして
きん せん かん り
いる家族や親族、同居
か ぞく しん ぞく どう きょ
する人による虐待のこと
ひと ぎゃくたい
です。



障害者福祉施設従事者 等による障害者虐待

しょうがい しゃ ふく し し せつ しょうがい
障害者福祉施設や障害
ふく し し せつ しょうがい
福祉サービスの事業所
じ きょう しょ
で働いている職員による
はたら しょく いん
虐待のことです。
ぎゃくたい



使用者による 障害者虐待

しょうがい しゃ やと はたら
障害者を雇って働か
せよう せい しゅ
せている事業主などに
し きょう ぬし
よる虐待のことです。
ぎゃくたい



こんなことは虐待になります!

しょうがいしゃ ぎやくたい れい ～障害者虐待の例～

しん たい てきぎやくたい 身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。



たとえば

- 平手打ちする ● 殴る ● 蹴る ● 壁に叩きつける ● つねる ● 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけど・打撲させる ● 身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)

せい てきぎやくたい 性的虐待

障害者に無理やり(また同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。



たとえば

- 性交 ● 性器への接触 ● 性的行為を強要する ● 裸にする ● キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ● わいせつな映像を見せる

しん り てきぎやくたい 心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。



たとえば

- 「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ● 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う ● 仲間に入れない
- 子ども扱いする ● 人格をおとしめるような扱いをする ● 話しかけているのに意図的に無視する

ほう き ほう にん 放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。



たとえば

- 食事や水分を十分に与えない ● 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- あまり入浴させない ● 汚れた服を着させ続ける ● 排泄の介助をしない ● 髪や爪が伸び放題
- 室内の掃除をしない ● ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ● 病気やけがをしても受診させない
- 学校に行かせない ● 必要な福祉サービスを受けさせない・制限する ● 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

けい ざい てきぎやくたい 経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。
また障害者に理由なく金銭を与えないこと。



たとえば

- 年金や賃金を渡さない ● 本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ● 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

障害者虐待に気づくためのチェック

身体的虐待のサイン

- 体に小さな傷がしばしばみられる。
- 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- 頭、顔、頭皮などに傷がある。
- お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 施設や職場へ行きたがらない。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。



- 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。
- 自分で頭をたたく、急に泣き出すことがよくある。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容がつじつまが合わない。



性的虐待のサイン

- 不自然な歩き方をする、ずっと座ってられない。
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- 傷におびえたり、こわがったりする。
- 周囲の人の体をさわられるようになる。

- 卑猥な言葉を発するようになる。
- ひと目を避け、ひとりで部屋にいたがるようになる。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 性器を自分でよくいじるようになる。

心理的虐待のサイン

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 体を小さく縮める。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- 食欲の変化が激しい、過食や拒食がみられる。

- 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。
- 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、表情がなくなる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。



放棄・放任のサイン

- 体から異臭、髪の毛の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- 部屋から異臭、部屋がひどく散らかりゴミを放置している。
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツや下着。
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、ほかではよく食べる。

- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診をすすめても行っていない。
- 学校や職場に出てこない。
- 支援しようとする人に会いたがらない、話したがない。

リスト

※複数の項目に当てはまる場合は、虐待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。また、これらはあくまで例なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと考えず、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

経済的虐待のサイン

- 働いて賃金を得ているはずなのに身なりが貧しい。
- お金を使っている様子が見られない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。
- サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- 親が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように見える。

セルフネグレクトのサイン

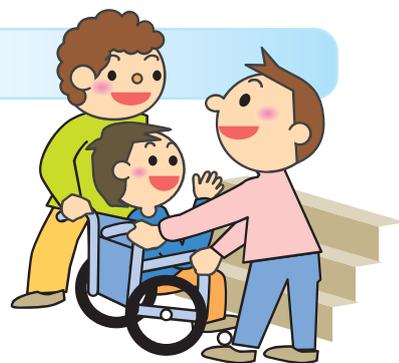
セルフネグレクト(自己による放任)については、障害者虐待防止法に明確な規定がありませんが、このようなサインが認められれば、支援が必要な状態である可能性が高いので、障害者虐待防止法に定義されている虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要です。

- 昼間でも雨戸が閉まっている。
- 電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている。
- ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする。
- 郵便物がたまったまま放置されている。
- 野良猫のたまり場になっている。
- 近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度がみられる。

「虐待される人」「虐待してしまう人」の両方を救うために

養護者への支援も大切です

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者に対するサポート例

負担を軽くする

障害者の短期入所など障害福祉のサービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

知識や技術を増やす

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

心のケアをする

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追いつめられた養護者の心をややし、家族関係の回復にもつなげていく。

専門的な支援をする

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。



成年後見制度を活用しましょう

知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市長の判断で利用をはじめることができます。



障害者虐待に関する通報、届出の窓口

障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談は、川崎市障害者虐待通報・届出受付ダイヤル又はFAXにてお住まいの担当部署へお寄せください。



専用ダイヤル(24時間対応)

044-200-0193

障害者の生命に危険が生じる状況の際は、まず警察に連絡し、障害者の安全を確保してください。



聴覚障害のある方は…FAX

● 養護者からの虐待について

川崎区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.201-3293
大師地区健康福祉ステーション	fax.271-0128
田島地区健康福祉ステーション	fax.322-1994
幸区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.555-1336
中原区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.744-3343
高津区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.861-3238
宮前区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.856-3171
多摩区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.935-3119
麻生区保健福祉センター保健福祉サービス課	fax.965-5207

● 障害者福祉施設従事者及び使用者からの虐待について

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課	fax.200-3932
-------------------	--------------



虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、行政の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。